

(輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律の一部改正)

第十四条 輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律(昭和三十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

(引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例)

第六条 省 略

255 省 略

6 関税法第七条の十四第二項(修正申告)の規定は、消費税法等の規定による引取りに係る課税標準及び税額の申告書を提出した者が課税物品の輸入の許可前にする第四項の修正申告について、関税法第七条の十五第一項(更正の請求)の規定は、保税地域から引き取られる課税物品に係る内国消費税についての国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の規定による更正の請求について、関税法第七条の十六第四項ただし書(更正及び決定)の規定は、消費税法等の規定による引取りに係る課税標準及び税額の申告書に係る課税物品の輸入の許可前にする課税標準又は税額を減額する第四項の更正(課税物品に係る内国消費税の納付前にするものに限る。)について、関税法第八条第四項ただし書(賦課課税方式による関税の確定)の規定は、引取りに係る課税物品の内国消費税の国税通則法第三十二条第五項(賦課決定)に規定する賦課決定(同法第三十三条第四項(賦課決定の所轄庁等)の規定の適用を受けるものを除く。)について、それぞれ準用する。

(郵便物の内国消費税の納付等)

第七条 省 略

2 省 略

3 前項の郵便物を受け取る者とする者は、関税法第六十三条第一項(保税運送)の承認に係る書類で第十一条第一項の規定の適用を受けるべきことを記載したものを日本郵便株式会社に提示して当該郵便物を受け取る場合を除き、当該郵便物を受け取る時までに、前項の書面に記載された税額に相当する内国消費税を納付し、又はその内国消費税の納付を次項若しくは第五項の規定により納付受託者(国税通則法第三十四条の四第一項(納付受託者)に規定する納付受託者をいう。以下この条において同じ。)に委託し、若しくは第六項若しくは第七項の規定により日本

(引取りに係る課税物品についての申告、納税等の特例)

第六条 同 上

255 同 上

6 関税法第七条の十四第二項(修正申告)の規定は、消費税法等の規定による引取りに係る課税標準及び税額の申告書を提出した者が課税物品の輸入の許可前にする第四項の修正申告について、関税法第七条の十五第一項(更正の請求)の規定は、保税地域から引き取られる課税物品に係る内国消費税についての国税通則法第二十三条第一項(更正の請求)の規定による更正の請求について、関税法第七条の十六第四項ただし書(更正及び決定)の規定は、消費税法等の規定による引取りに係る課税標準及び税額の申告書に係る課税物品の輸入の許可前にする課税標準又は税額を減額する第四項の更正(課税物品に係る内国消費税の納付前にするものに限る。)について、関税法第八条第四項ただし書(賦課課税方式による関税の確定)の規定は、引取りに係る課税物品の内国消費税の賦課決定(国税通則法第三十二条第五項(賦課決定)に規定する賦課決定をいう。)について、それぞれ準用する。

(郵便物の内国消費税の納付等)

第七条 同 上

2 同 上

3 前項の郵便物を受け取る者とする者は、関税法第六十三条第一項(保税運送)の承認に係る書類で第十一条第一項の規定の適用を受けるべきことを記載したものを日本郵便株式会社に提示して当該郵便物を受け取る場合を除き、当該郵便物を受け取る時までに、前項の書面に記載された税額に相当する内国消費税を納付し、又は次項若しくは第五項の規定によりその内国消費税の納付を日本郵便株式会社に委託しなければならぬ。この場合(当該郵便物を受け取る時までにその内国消費税を納付する場合に限る。)において、国税通則法第三十四条第一項(納付の手

郵便株式会社に委託しなければならない。この場合（当該郵便物を受け取る時までにその内国消費税を納付する場合に限る。）において、国税通則法第三十四条第一項（納付の手続）の規定の適用については、同項中「日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）又はその国税の収納を行う税務署の職員」とあるのは「日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）」と、「又は財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出た場合に財務省令で定める方法により納付すること（自動車重量税（自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）第十四条（税務署長による徴収）の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。）又は登録免許税（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十九条（税務署長による徴収）の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。）の納付にあつては、自動車重量税法第十条の二（電子情報処理組織を使用する方法等による納付の特例）又は登録免許税法第二十四条の二（電子情報処理組織を使用する方法等による納付の特例））に規定する財務省令で定める方法により納付すること）を妨げない」とあるのは「を妨げない」とする。

4| 第二項の郵便物（関税率法その他の法律の規定により関税を免除され、又は無税とされる郵便物を除く。）に係る内国消費税を納付しようとする者は、当該郵便物に係る関税の納付について関税法第九条の五第一項（納付受託者に対する納付の委託）の規定の適用を受ける場合には、国税通則法第三十四条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）（納付受託者に対する納付の委託）の規定により納付受託者にその納付を委託しなければならない。

5| 第二項の郵便物（関税率法その他の法律の規定により関税を免除され、又は無税とされる郵便物に限る。）に係る内国消費税を納付しようとする者は、国税通則法第三十四条の三第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定により納付受託者にその納付を委託することができる。

6| 省 略
7| 省 略
8| 省 略

8| 関税法第七十七条の二（第二項に限る。）から第七十七条の五まで（郵便物に係る関税の納付委託等）の規定は、第六項又は前項の規定により郵便物に係る内国消費税の納付を日本郵便株式会社に委託する場合について準用する。この場合において、同法第七十七条の二第二項中「前

（続）の規定の適用については、同項中「日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）又はその国税の収納を行う税務署の職員」とあるのは、「日本銀行（国税の収納を行う代理店を含む。）」と、「又は財務省令で定めるところによりあらかじめ税務署長に届け出た場合に財務省令で定める方法により納付すること（自動車重量税（自動車重量税法（昭和四十六年法律第八十九号）第十四条（税務署長による徴収）の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。）又は登録免許税（登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）第二十九条（税務署長による徴収）の規定により税務署長が徴収するものとされているものを除く。）の納付にあつては、自動車重量税法第十条の二（電子情報処理組織による申請又は届出の場合の納付の特例）又は登録免許税法第二十四条の二（電子情報処理組織による登記等の申請等の場合の納付の特例））に規定する財務省令で定める方法により納付すること）を妨げない」とあるのは、「を妨げない」とする。

4| 同 上
5| 同 上
6| 同 上

6| 関税法第七十七条の二（第二項に限る。）から第七十七条の五まで（郵便物に係る関税の納付委託等）の規定は、第四項又は前項の規定により郵便物に係る内国消費税の納付を日本郵便株式会社に委託する場合について準用する。この場合において、同法第七十七条の二第二項中「前

項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七
条第六項又は第七項（郵便物の内国消費税の納付等）」と、「第十二条
」とあるのは「国税通則法第六十条」と、同法第七十七条の第三項中
「前条第一項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関す
る法律第七條第六項又は第七項（郵便物の内国消費税の納付等）」と、
同条第二項中「前条第一項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の
徴収等に関する法律第七條第六項又は第七項」と、同条第四項中「前項
の規定によりその例によるものとされる国税通則法」とあるのは「国税
通則法」と、「前条第一項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の
徴収等に関する法律第七條第六項又は第七項」と、同法第七十七条の四
中「第七十七条の二第一項（郵便物に係る関税の納付委託）」とあるの
は「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七條第六項又は
第七項（郵便物の内国消費税の納付等）」と読み替えるものとする。

9| 第一項の郵便物の名宛人が第三項の規定により当該郵便物に係る内国
消費税を納付し、第四項若しくは第五項の規定により納付受託者にその
納付を委託し、又は第六項若しくは第七項の規定により当該郵便物に係
る内国消費税に相当する額の金銭を日本郵便株式会社に交付した場合に
は、当該郵便物に係る第一項の書面は、国税通則法第三十二条（賦課決
定）の賦課決定通知書とみなす。

10| 関税法第七十七条第六項及び第七項（郵便物の関税の納付等）の規定
は、第一項の郵便物の名宛人が内国消費税の納付前に当該郵便物を受け
取るうとする場合について準用する。

（過少申告加算税等の特例）

第十九条 保税地域から引き取られる課税物品（特例申告に係る課税物品
を除く。以下この条において同じ。）に係る内国消費税に対する国税通
則法第六十五条（過少申告加算税）の規定の適用については、同条第一
項中「期限内申告書（還付請求申告書を含む。第三項において同じ。）
が提出された場合（期限後申告書が提出された場合において、次条第一
項ただし書又は第八項の規定の適用があるときを含む。）」とあるのは
「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六條第一項（引取
りに係る課税物品についての申告、納税等の特例）の規定による課税標
準及び税額の申告書（第三項及び第五項並びに次条第一項において「当

項」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七
条第四項又は第五項」と、「第十二条」とあるのは「国税通則法第六十
条」と、同法第七十七条の第三項及び第二項中「前条第一項」とある
のは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七條第四項又
は第五項」と、同条第四項中「前項の規定によりその例によるものとさ
れる国税通則法」とあるのは「国税通則法」と、「前条第一項」とある
のは「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第七條第四項又
は第五項」と、同法第七十七条の四中「第七十七条の二第一項（郵便物
に係る関税の納付委託）」とあるのは「輸入品に対する内国消費税の徴
収等に関する法律第七條第四項又は第五項」と読み替えるものとする。

7| 第一項の郵便物の名宛人が第三項の規定により当該郵便物に係る内国
消費税を納付し、又は第四項若しくは第五項の規定により当該郵便物に
係る内国消費税に相当する額の金銭を日本郵便株式会社に交付した場合
には、当該郵便物に係る第一項の書面は、国税通則法第三十二条（賦課
決定）の賦課決定通知書とみなす。

8| 関税法第七十七条第六項及び第七項（関税の納付前における郵便物の
受取り）の規定は、第一項の郵便物の名宛人が内国消費税の納付前に当
該郵便物を受け取るうとする場合について準用する。

（過少申告加算税等の特例）

第十九条 保税地域から引き取られる課税物品（特例申告に係る課税物品
を除く。以下この条において同じ。）に係る内国消費税に対する国税通
則法第六十五条（過少申告加算税）の規定の適用については、同条第一
項中「期限内申告書（還付請求申告書を含む。第三項において同じ。）
が提出された場合（期限後申告書が提出された場合において、次条第一
項ただし書又は第七項の規定の適用があるときを含む。）」とあるのは
「輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六條第一項（引取
りに係る課税物品についての申告等の特例）の規定による課税標準及び
税額の申告書（第三項及び第四項並びに次条第一項において「当初申告

初申告書」という。)が提出された場合」と、「」の」とあるのは「」又は同法第六条第四項若しくは第九条第一項(輸入の許可前における引取り)の」と、同条第二項中「期限内申告税額」とあるのは「当初申告税額」と、同条第三項第一号中「第三十五条第二項」とあるのは「第三十五条第二項又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第四項若しくは第九条第一項」と、同項第二号中「期限内申告税額」とあるのは「当初申告税額」と、「期限内申告書(次条第一項ただし書又は第八項の規定の適用がある場合には、期限後申告書を含む。第五項第二号において同じ。)」とあるのは「当初申告書」と、「第三十五条第一項又は第二項」とあるのは「第三十五条第一項」と、同条第五項第二号中「期限内申告書」とあるのは「当初申告書」とする。

2 保税地域から引き取られる課税物品に係る内国消費税に対する国税通則法第六十六条(無申告加算税)の規定の適用については、同条第一項中「期限後申告書又は第二号」とあるのは「第二号」と、「更正又は決定が」とあるのは「更正が」と、「期限内申告書」とあるのは「当初申告書」と、「期限後申告書の提出又は第二十五条」とあるのは「第二十五条」と、同条第二項中「又は第八項の規定」とあるのは「の規定」と、「前項」とあるのは「同項」と、同条第三項第一号中「期限後申告書の提出又は第二十五条」とあるのは「第二十五条」と、同条第五項中「若しくは第八項の規定の適用がある場合又は期限後申告書若しくは第一項第二号」とあるのは「の規定の適用がある場合又は同項第二号」と、「更正又は決定」とあるのは「更正」と、「期限後申告書若しくは修正申告書」とあるのは「修正申告書」と、「期限後申告書又は同号」とあるのは「同号」と、同条第七項中「期限後申告書又は第一項第二号」とあるのは「第一項第二号」と、「更正又は決定」とあるのは「更正」とする。

3 保税地域から引き取られる課税物品に係る内国消費税に対する国税通則法第六十八条(重加算税)の規定の適用については、同条第二項中「同項ただし書若しくは同条第八項の規定」とあるのは「同項ただし書の規定」と、「更正又は決定」とあるのは「更正」と、「法定申告期限までに納税申告書を提出せず、又は法定申告期限後に納税申告書を提出し

書」という。)が提出された場合」と、「第三十五条第二項(期限後申告等による納付)」とあるのは「第三十五条第二項(修正申告等による納付)」又は同法第六条第四項(引取り前における修正申告等の特例)若しくは第九条第一項(輸入の許可前における引取りに係る納付)」と、同条第二項中「期限内申告税額」とあるのは「当初申告税額」と、同条第三項第一号中「第三十五条第二項」とあるのは「第三十五条第二項又は輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律第六条第四項若しくは第九条第一項」と、同項第二号中「期限内申告税額」とあるのは「当初申告税額」と、「期限内申告書(次条第一項ただし書又は第七項の規定の適用がある場合には、期限後申告書を含む。次項第二号において同じ。)」とあるのは「当初申告書」と、「第三十五条第一項又は第二項」とあるのは「第三十五条第一項」と、同条第四項第二号中「期限内申告書」とあるのは「当初申告書」とする。

2 保税地域から引き取られる課税物品に係る内国消費税に対する国税通則法第六十六条(無申告加算税)の規定の適用については、同条第一項中「期限後申告等」とあるのは「決定等」と、「期限後申告書又は第二号」とあるのは「第二号」と、「更正又は決定が」とあるのは「更正が」と、「期限内申告書」とあるのは「当初申告書」と、「期限後申告書の提出又は第二十五条」とあるのは「第二十五条」と、同条第二項中「又は第七項の規定」とあるのは「の規定」と、「前項」とあるのは「同項」と、同条第三項第一号中「期限後申告書の提出又は第二十五条」とあるのは「第二十五条」と、同条第四項中「若しくは第七項の規定の適用がある場合又は期限後申告書若しくは第一項第二号」とあるのは「の規定の適用がある場合又は同項第二号」と、「更正又は決定」とあるのは「更正」と、「期限後申告書若しくは修正申告書」とあるのは「修正申告書」と、「期限後申告書又は同号」とあるのは「同号」と、同条第六項中「期限後申告書又は第一項第二号」とあるのは「第一項第二号」と、「更正又は決定」とあるのは「更正」とする。

3 保税地域から引き取られる課税物品に係る内国消費税に対する国税通則法第六十八条(重加算税)の規定の適用については、同条第二項中「同項ただし書若しくは同条第七項の規定」とあるのは「同項ただし書の規定」と、「更正又は決定」とあるのは「更正」と、「法定申告期限までに納税申告書を提出せず、又は法定申告期限後に納税申告書を提出し

ていたとき」とあるのは「同項各号のいずれかに該当することとなつたとき」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第一項又は第二項」と、「期限後申告書若しくは修正申告書の提出、」とあるのは「修正申告書の提出又は」と、「決定又は納税の告知（第三十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）（納税の告知）の規定による納税の告知をいう。以下この項において同じ。）若しくは納税の告知を受けることなくされた納付」とあるのは「決定」と、「更正若しくは決定又は告知若しくは納付」とあるのは「又は更正若しくは決定」と、「課され、又は徴収された」とあるのは「課された」とする。

（罰則）

第二十三条 偽りその他不正の行為により第十五条第二項、第十六条第四項、第十六条の三第一項又は第十七条第一項若しくは第二項の規定による内国消費税額に相当する金額の還付を受けたときは、その違反行為をした者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 省 略

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する場合には、その違反行為をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第八項において準用する関税法第七十七条の五第二項（違法行為等の是正）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をしたとき
- 二 第十六条第十項の規定による書類をその提出期限までに提出せず、又は偽りの書類を提出したとき
- 三 第十六条第十一項の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿したとき
- 四 第二十二条第一項の規定による当該職員の問題に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき

五 第二十二条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出したとき。

ていたとき」とあるのは「同項各号のいずれかに該当することとなつたとき」と、同条第四項中「前三項」とあるのは「第一項又は第二項」と、「期限後申告書若しくは修正申告書の提出、」とあるのは「修正申告書の提出又は」と、「決定又は納税の告知（第三十六条第一項（納税の告知）の規定による納税の告知（同項第二号に係るものに限る。）をいう。以下この項において同じ。）若しくは納税の告知を受けることなくされた納付」とあるのは「決定」と、「更正若しくは決定又は告知若しくは納付」とあるのは「又は更正若しくは決定」と、「課され、又は徴収された」とあるのは「課された」とする。

（罰則）

第二十三条 偽りその他不正の行為により第十五条第二項、第十六条第四項、第十六条の三第一項又は第十七条第一項若しくは第二項の規定による内国消費税額に相当する金額の還付を受けた者は、十年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 同 上

第二十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。

- 一 第七条第六項において準用する関税法第七十七条の五第二項（違法行為等の是正）の規定による報告をせず、又は偽つた報告をした者
- 二 第十六条第十項の規定による書類をその提出期限までに提出せず、又は偽りの書類を提出した者
- 三 第十六条第十一項の規定による帳簿の記載をせず、若しくは偽り、又はその帳簿を隠匿した者
- 四 第二十二条第一項の規定による当該職員の問題に対して答弁せず、若しくは偽りの陳述をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

五 第二十二条第一項の規定による物件の提示又は提出の要求に対し、正当な理由がなくこれに応じず、又は偽りの記載若しくは記録をした帳簿書類その他の物件（その写しを含む。）を提示し、若しくは提出した者